

議案第 2 1 号

羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

羽生市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>（特別休暇）</p> <p>第 1 4 条 （略）</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1) ～ (1 5) （略）</p> <p>(1 6) <u>次条第 1 項</u>に規定する要介護者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年におい</p>	<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第 1 4 条 （略）</p> <p>2 職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1) ～ (1 5) （略）</p> <p>(1 6) <u>第 1 5 条第 1 項</u>に規定する要介護者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年に</p>

て5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間 （17）～（21）（略） 3～5（略）	において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間 （17）～（21）（略） 3～5（略）
---	--

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月20日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明